(九十二)	令第百二十九条の二第一項の全館避難安全検証法により全館避難安全性能を有することを確かめた建築物	各階平面図	令第百二十九条の二の二の規定が適用される建築物
		耐火構造等の構造詳細図	
		室内仕上げ表	
		全館避難安全検証法により検証した際の平面図	
		階避難安全検証法により検証した際の計算書	令第百二十九条の二の二の規定に適合することの確認に必要な図書
		耐力壁及び非耐力壁の位置	令第百二十九条の二の二に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
		屋上広場その他これに類するものの位置	
		屋外に設ける避難階段の位置	
		主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
		令第百二十八条の五に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ	
		防火区画の位置及び面積	
		居室の出口の幅	
		各室の天井の高さ	
		各室の用途	令第百二十九条の二の二第三項第二号に規定する全館避難時間及びその算出方法
		在館者密度	令第百二十九条の二の二第三項第三号に規定する全館煙降下時間及びその算出方法
		各室の用途に応じた発熱量	
		令第百二十九条第三項第一号に規定する居室避難時間及びその算出方法	
		令第百二十九条第三項第二号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法	
		令第百二十九条第三項第四号に規定する階避難時間及びその算出方法	
		令第百二十九条第三項第五号に規定する階煙降下時間及びその算出方法	

第一条の三第一項の表四中五十九の項を六十二の項とし、五十三の項から五十八の項までを三項ずつ繰り下げ、同表五十二の項中「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二の二第一項」に改め、同項を同表五十五の項とし、同表五十一の項中「第百二十九条の二第一項」を「第百二十九条の二第一項」に改め、同項を同表五十四の項とし、同表中五十の項を五十二の項とし、同項の次に次のように加える。

(五十三)	通路その他の部分を令第百二十六条の六第三号の認定を受けたものとする建築物		令第百二十六条の六第三号に係る認定書の写し
(五十一)	階段室又は付室の構造を令第百二十三条第三項第二号の認定を受けたものとする建築物		令第百二十三条第三項第二号に係る認定書の写し
(四十四)	天井を令第百十二条第二項第一号の認定を受けたものとする建築物		令第百十二条第二項第一号に係る認定書の写し

第一条の三第一項の表四中四十九の項を五十の項とし、同項の次に次のように加える。

第一条の三第一項の表四中四十八の項を四十九の項とし、四十四の項から四十七の項までを一項ずつ繰り下げ、四十三の項の次に次のように加える。

(九)	令第五章第二節の規定が適用される排煙設備	排煙設備の構造詳細図	令第百二十三条第三項第一号に規定する排煙設備の構造方法

第一条の三第一項の表五(四)の項中「第百二十九条の二第一項」を「第百二十九条第一項」に改め、同表(五)の項中「第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条の二第一項」に改め、同項の表一第一号ロ中「第百四十六条第一項第二号」を「第百四十六条第一項第二号」に改め、同項の表一(九)の項中

令第五章第二節の規定が適用される排煙設備	排煙設備の構造詳細図	令第百二十三条第三項第一号に規定する排煙設備の構造方法

を削り、同表(十)の項(ろ)欄中「又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備」を削り、

エレベーターの材料表	エレベーターの使用材料表

を

非常用エレベーターの乗降ロビーの室内に面する部分の仕上げ及び下地に用いる材料の種別	非常用エレベーターの乗降ロビーの室内に面する部分の仕上げ及び下地に用いる材料の種別	令第百二十九条の十三の三第十三項の規定に適合することの確認に必要な図書

に改め、同項の表二中二十二の項を二十三の項とし、二十一の項の次に次のように加える。

(二十一)	非常用エレベーターの乗降ロビーの室内に面する部分の仕上げ及び下地に用いる材料	令第百二十九条の十三の三第十三項に規定する構造方法